

議案第 89 号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表42の項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に、「200円」を「300

円」に改め、同表44の項中

建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
--------------------------	-------------------------

を

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定申請手数料

に、「33,000円」を「27,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

44の2	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請手数料	1件につき	33,000円
------	------------------------------	-------	---------

別表73の項中

建築基準法第85条第5項の規定による許可	仮設建築物建築許可申請手数料	を	建築基準法建築物建築許可
----------------------	----------------	---	--------------

第85条第5項の規定による仮設建築申請手数料

に改め、同項の次に次のように加える。

73の2	建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき	160,000円
------	----------------------------------	-------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表42の項中「200円」を「300円」に改める改正規定は、平成31年4月1日から施行する。